第十九条第三項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「第七条の六第五項において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項中「第十条の四第四項及び第五項に規定する日」を「第十条の四第四項から第六項までに定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日」に改める。

第十九条の八に次の一項を加える。

4　前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条の十第二項の表中

財務大臣	税関長
毎月末	毎旬の末日

を

毎月末	毎旬の末日

に改め、同条第三項の表中

財務大臣	税関長
毎月末	毎旬の末日

を

毎月末

に、「を同日」を「について同日」に改める。

第二十六条第三項中「、マレーシア」及び「、タイ」を削り、「五箇国」を「三箇国」に改める。

第三十二条第一項第四号中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加え、同項第五号中「、第〇四〇六・九〇号」を「及び第〇四〇六・九〇号」に改め、同条第二項第二号及び第三号中「関税割当調製粉乳用ホエイ」を「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」に改める。

第三十八条中第二十九号を削り、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈡のBの(d)に掲げる貨物のうち、ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）以外のもの

別表第一の二十四の項中「関税割当調製粉乳用ホエイ」を「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第四条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項並びに第〇四〇四・一〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項中「調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加え、「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「五一、八六〇トン」を「四六、二〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「四、一八一、五〇〇トン」を「四、一七七、六〇〇トン」に、「三六二、〇〇〇トン」を「三七七、一〇〇トン」に、「一二〇、五〇〇トン」を「一二四、四〇〇トン」に、「一〇四、〇〇〇トン」を「九一、一〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成三〇年一〇月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二三六、四〇〇トン」を「二八二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「一六五、六〇〇トン」を「一五七、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「一六、七〇〇トン」を「一一、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「三八、三〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に、「四〇、三〇〇トン」を「三八、八〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇一・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」を「平成三一年四月一日から平成三二年三月三一日まで」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正）

第五条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　関税暫定措置法別表第一第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)の口に掲げるもの